

軽油購入仕様書

- 1 購入品目 軽油（低硫黄）
- 2 規格 J I S 規格軽油ガイドライン（J I S K 2 2 0 4 関東地域）に沿った J I S 規格以上で、硫黄濃度が 1 0 p p m 以下のもの。
- 3 発注予定数量 A. 上平間営業所 2 7 4 k l
注）予定数量はあくまで予定であり、保証するものではない。
- 4 履行期間 令和 7 年 7 月 1 日～令和 7 年 9 月 3 0 日
- 5 納入場所及び納入時間帯
(1) 納入場所は次に掲げる営業所とする。
上平間営業所 川崎市中原区上平間 1 1 4 0 番地 TEL044-522-6491
(2) 納入時間は原則として次に掲げる時間帯とする。なお、時間を変更する場合には、当該営業所と調整すること。
午前 1 0 時 3 0 分から午後 4 時 0 0 分
※ 納入時間については、別途、当該営業所と協議をすること。
- 6 発注及び納入方法
(1) **当該営業所への 1 回当たりの納入数量は、原則として 1 0 k l 以上とする。ただし、状況によって 6 k l、8 k l の場合もある。**
(2) 納入曜日は原則として月曜日から土曜日とする。なお、休日が続く場合には、日曜日及び休日における納入もある。また、配送日程表を事前に提出すること。
(3) 当該営業所より翌週の月曜日から土曜日までの必要納入数量（k l 単位）及び納入日を、原則として納入日の一週間前に発注（電話で連絡）する。
なお、発注内容の変更については、納入日の前々日 1 2 時までに電話で行うものとする。（前々日が土曜、日曜、祭日に当たる場合にはその前日）
- 7 検収 納入に際しては、発注営業所個々に納品書又は出荷案内書（出荷基地が明記されているもの）を提出し、当局係員の指示に従い、当局係員の立会いのもとに納入しなければならない。
- 8 検査 当局が必要と認めた場合には、納入品の抜き取り検査を行うことがある。
また、当局が求めた時には J I S 規格に適合する証明証を提出すること。
検査の結果、不合格の場合は当局の指示及び措置に従うものとする。
- 9 非常時の供給 地震その他の災害時においても当該軽油の安定供給を行うものとする。
- 10 代金の支払い方法 契約業者は、当該月分の軽油納入後、速やかに代金を請求することとし、当局は正当な請求後 3 0 日以内に支払うものとする。
- 11 当局の連絡先 川崎市交通局自動車部運輸課車両係
T E L 0 4 4 - 2 0 0 - 3 2 4 1
F A X 0 4 4 - 2 0 0 - 3 9 4 6
- 12 その他 本仕様に疑義が生じた場合は、速やかに当局と協議し、当局の裁定によるものとする。

軽油購入仕様書

- 1 購入品目 軽油（低硫黄）
- 2 規格 J I S 規格軽油ガイドライン（J I S K 2 2 0 4 関東地域）に沿った J I S 規格以上で、硫黄濃度が 1 0 p p m 以下のもの。
- 3 発注予定数量 B. 塩浜営業所 4 1 1 k l
注）予定数量はあくまで予定であり、保証するものではない。
- 4 履行期間 令和 7 年 7 月 1 日～令和 7 年 9 月 3 0 日
- 5 納入場所及び納入時間帯
（1） 納入場所は次に掲げる営業所とする。
塩浜営業所 川崎市川崎区塩浜 2 丁目 2 番 1 号 TEL044-266-6411
（2） 納入時間は原則として次に掲げる時間帯とする。なお、時間を変更する場合には、当該営業所と調整すること。
午前 1 0 時 3 0 分から午後 4 時 0 0 分
※ 納入時間については、別途、当該営業所と協議をすること。
- 6 発注及び納入方法
（1） **当該営業所への 1 回当たりの納入数量は、原則として 1 0 k l 以上とする。ただし、状況によって 6 k l、8 k l の場合もある。**
（2） 納入曜日は原則として月曜日から土曜日とする。なお、休日が続く場合には、日曜日及び休日における納入もある。また、配送日程表を事前に提出すること。
（3） 当該営業所より翌週の月曜日から土曜日までの必要納入数量（k l 単位）及び納入日を、原則として納入日の一週間前に発注（電話で連絡）する。
なお、発注内容の変更については、納入日の前々日 1 2 時までには電話で行うものとする。（前々日が土曜、日曜、祭日に当たる場合にはその前日）
- 7 検収 納入に際しては、発注営業所個々に納品書又は出荷案内書（出荷基地が明記されているもの）を提出し、当局係員の指示に従い、当局係員の立会いのもとに納入しなければならない。
- 8 検査 当局が必要と認めた場合には、納入品の抜取り検査を行うことがある。
また、当局が求めた時には J I S 規格に適合する証明証を提出すること。
検査の結果、不合格の場合は当局の指示及び措置に従うものとする。
- 9 非常時の供給 地震その他の災害時においても当該軽油の安定供給を行うものとする。
- 10 代金の支払い方法 契約業者は、当該月分の軽油納入後、速やかに代金を請求することとし、当局は正当な請求後 3 0 日以内に支払うものとする。
- 11 当局の連絡先 川崎市交通局自動車部運輸課車両係
T E L 0 4 4 - 2 0 0 - 3 2 4 1
F A X 0 4 4 - 2 0 0 - 3 9 4 6
- 12 その他 本仕様に疑義が生じた場合は、速やかに当局と協議し、当局の裁定によるものとする。

軽油購入仕様書

- 1 購入品目 軽油（低硫黄）
- 2 規格 J I S 規格軽油ガイドライン（J I S K 2 2 0 4 関東地域）に沿った J I S 規格以上で、硫黄濃度が 1 0 p p m 以下のもの。
- 3 発注予定数量 C. 井田営業所 2 6 5 k l
注）予定数量はあくまで予定であり、保証するものではない。
- 4 履行期間 令和 7 年 7 月 1 日～令和 7 年 9 月 3 0 日
- 5 納入場所及び納入時間帯
（１） 納入場所は次に掲げる営業所とする。
井田営業所 川崎市高津区明津 9 8 番地 TEL044-777-3330
（２） 納入時間は原則として次に掲げる時間帯とする。なお、時間を変更する場合には、当該営業所と調整すること。
午前 1 0 時 3 0 分から午後 4 時 0 0 分
※ 納入時間については、別途、当該営業所と協議をすること。
- 6 発注及び納入方法
（１） **当該営業所への 1 回当たりの納入数量は、原則として 1 0 k l 以上とする。ただし、状況によって 6 k l、8 k l の場合もある。**
（２） 納入曜日は原則として月曜日から土曜日とする。なお、休日が続く場合には、日曜日及び休日における納入もある。また、配送日程表を事前に提出すること。
（３） 当該営業所より翌週の月曜日から土曜日までの必要納入数量（k l 単位）及び納入日を、原則として納入日の一週間前に発注（電話で連絡）する。
なお、発注内容の変更については、納入日の前々日 1 2 時までには電話で行うものとする。（前々日が土曜、日曜、祭日に当たる場合にはその前日）
- 7 検収 納入に際しては、発注営業所個々に納品書又は出荷案内書（出荷基地が明記されているもの）を提出し、当局係員の指示に従い、当局係員の立会いのもとに納入しなければならない。
- 8 検査 当局が必要と認めた場合には、納入品の抜取り検査を行うことがある。
また、当局が求めた時には J I S 規格に適合する証明証を提出すること。
検査の結果、不合格の場合は当局の指示及び措置に従うものとする。
- 9 非常時の供給 地震その他の災害時においても当該軽油の安定供給を行うものとする。
- 10 代金の支払い方法 契約業者は、当該月分の軽油納入後、速やかに代金を請求することとし、当局は正当な請求後 3 0 日以内に支払うものとする。
- 11 当局の連絡先 川崎市交通局自動車部運輸課車両係
T E L 0 4 4 - 2 0 0 - 3 2 4 1
F A X 0 4 4 - 2 0 0 - 3 9 4 6
- 12 その他 本仕様に疑義が生じた場合は、速やかに当局と協議し、当局の裁定によるものとする。

軽油購入仕様書

- 1 購入品目 軽油（低硫黄）
- 2 規格 J I S 規格軽油ガイドライン（J I S K 2 2 0 4 関東地域）に沿った J I S 規格以上で、硫黄濃度が 1 0 p p m 以下のもの。
- 3 発注予定数量 D. 鷲ヶ峰営業所 4 1 4 k l
注）予定数量はあくまで予定であり、保証するものではない。
- 4 履行期間 令和 7 年 7 月 1 日～令和 7 年 9 月 3 0 日
- 5 納入場所及び納入時間帯
（1） 納入場所は次に掲げる営業所とする。
鷲ヶ峰営業所 川崎市宮前区菅生ヶ丘 4 1 番 1 号 TEL044-976-4094
（2） 納入時間は原則として次に掲げる時間帯とする。なお、時間を変更する場合には、当該営業所と調整すること。
午前 1 0 時 3 0 分から午後 4 時 0 0 分
※ 納入時間については、別途、当該営業所と協議をすること。
- 6 発注及び納入方法
（1） **当該営業所への 1 回当たりの納入数量は、原則として 1 0 k l 以上とする。ただし、状況によって 6 k l、8 k l の場合もある。**
（2） 納入曜日は原則として月曜日から土曜日とする。なお、休日が続く場合には、日曜日及び休日における納入もある。また、配送日程表を事前に提出すること。
（3） 当該営業所より翌週の月曜日から土曜日までの必要納入数量（k l 単位）及び納入日を、原則として納入日の一週間前に発注（電話で連絡）する。
なお、発注内容の変更については、納入日の前々日 1 2 時までには電話で行うものとする。（前々日が土曜、日曜、祭日に当たる場合にはその前日）
- 7 検収 納入に際しては、発注営業所個々に納品書又は出荷案内書（出荷基地が明記されているもの）を提出し、当局係員の指示に従い、当局係員の立会いのもとに納入しなければならない。
- 8 検査 当局が必要と認めた場合には、納入品の抜取り検査を行うことがある。
また、当局が求めた時には J I S 規格に適合する証明証を提出すること。
検査の結果、不合格の場合は当局の指示及び措置に従うものとする。
- 9 非常時の供給 地震その他の災害時においても当該軽油の安定供給を行うものとする。
- 10 代金の支払い方法 契約業者は、当該月分の軽油納入後、速やかに代金を請求することとし、当局は正当な請求後 3 0 日以内に支払うものとする。
- 11 当局の連絡先 川崎市交通局自動車部運輸課車両係
T E L 0 4 4 - 2 0 0 - 3 2 4 1
F A X 0 4 4 - 2 0 0 - 3 9 4 6
- 12 その他 本仕様に疑義が生じた場合は、速やかに当局と協議し、当局の裁定によるものとする。